

系統利用に係わる情報取扱要領

平成30年 4月 1日



四国電力株式会社

目 次

I	総則	
1	目 的	1
2	適用範囲	1
3	用語の定義	1
II	情報の公表および保護に関する取扱い	
1	公表する情報項目	2
2	情報の公表窓口、公表の手段、対象者および公表時期	2
3	公表する系統ルールの決定および変更対応	2
4	情報公表要請への対応	2
5	情報公表にあたっての留意事項	2
6	保護すべき情報の考え方	2
III	託送供給等に関する情報の取扱い	
1	託送供給等に関する情報の適正な取扱い	3
2	託送供給等に関する情報	3
3	伝達情報の限定	3
4	情報の伝達規制	3
5	名称の符号化	3
6	情報伝達の記録	3
7	電子情報の管理	3
8	書類の保管	3
9	情報取扱統括責任者および情報取扱責任者の設置	3,4
別表 1	広域機関での情報公開に際し提出が必要となる情報	5,6,7
別表 2	送配電部門が公開する情報、窓口、手段、対象者および時期	8,9
別表 3	送配電部門が提示する情報、窓口、手段、対象者および時期	10
別表 4	保護すべき情報	11
別表 5	託送供給等に関する情報	12
別表 6	託送供給等業務遂行上の必要により伝達せざるを得ない情報	12

I 総 則

(目 的)

- 1 この要領は、電力系統を利用するすべての事業者、発電者および需要者に対して公平性・透明性を確保するため、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）で定める情報公表ルールと整合をとり、当社の送配電等業務を行う部門（以下、「送配電部門」という。）が有する情報（以下、「系統利用に係わる情報」という。）の公表および保護に関する取扱いを定めるとともに、送配電等業務の公平な運用に関する規程（以下、「規程」という。）に基づいた託送供給等に関する情報の適正な取扱いについて定める。

(適用範囲)

- 2 この要領は、系統利用に係わる情報の公表、保護および託送供給等に関する情報の取扱いに適用する。

(用語の定義)

- 3 この要領で使用されている用語を次のとおり定義する。
 - a. 「託送供給」とは、接続供給および振替供給をいう。
 - b. 「電力量調整供給」とは、発電側インバランス供給（発電量調整供給）および需要抑制側インバランス供給（需要抑制量調整供給）をいう。
 - c. 「託送供給等」とは、託送供給および電力量調整供給をいう。
 - d. 「他の電気供給事業者」とは、当社以外の電気供給事業者をいい、託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）をいう。
 - e. 「公開」とは、一般に公開されているウェブサイトや配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。
 - f. 「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等の上、個々に示して説明することをいう。
 - g. 「公表」とは、公開および提示をいう。
 - h. 「運用申合書等」とは、接続供給、振替供給、発電量調整供給および需要抑制量調整供給の運用に関する申合書等、または発電設備の電力系統連系に係わる覚書等をいう。

II 情報の公表および保護に関する取扱い

(公表する情報項目)

- 1 送配電部門は、系統利用に係わる情報として次のものを公表する。
 - a. 広域機関で公開される情報として、別表1に掲げる系統情報を遅滞なく広域機関に提出する。
 - b. 系統利用に係わる情報として、別表2、3に掲げる情報を公表する。

(情報の公表窓口、手段、対象者および時期)

- 2 系統利用に係わる情報の公表窓口、手段、対象者および時期は、別表2、3のとおりとする。

(公表する系統ルールの決定および変更対応)

- 3 送配電部門は、公表する系統ルールについて決定または変更した場合、これを遅滞なく公表する。

(情報公表要請への対応)

- 4 (1) 送配電部門は、別表3の②および③の情報について、電力システムを利用するまたは利用を予定している事業者から情報公表の要請があった場合、保有している情報を当該要請者に提示する。
 - (2) 提示にあたっては、原則として以下の措置を行う。
 - a. 要請者の事前登録（身元の確認）
 - b. 目的の確認
 - (3) 送配電部門は、漏洩した場合社会的影響の大きな情報等、特に重要な情報については、(2)の事項の確認に加え、以下の措置を行う。
 - a. 秘密保持契約の締結
 - b. その他必要な措置

(情報公表にあたっての留意事項)

- 5 送配電部門は、情報の公表にあたって「(保護すべき情報の考え方)6」で定める事項に留意する。また、送配電部門は、情報の提示を求める個々の要請について、4(2)(3)の措置を行っても提示できない場合は、その理由を要請者に説明する。

(保護すべき情報の考え方)

- 6 情報の公表に際しての保護すべき（原則公表しない）情報の考え方は、別表4のとおりとする。

Ⅲ 託送供給等に関する情報の取扱い

(託送供給等に関する情報の適正な取扱い)

- 1 他の電気供給事業者との情報連絡窓口である託送サービスセンターおよび中央給電指令所、ならびに託送供給等業務を行う各部署の役職員は、託送供給等に関する情報を適正に取扱わなければならない。

(託送供給等に関する情報)

- 2 規程第2条(3)に定める「託送供給に関する情報」および規程第2条(5)に定める「電力量調整供給に関する情報」の詳細は別表5による。

(伝達情報の限定)

- 3 託送サービスセンター等情報連絡窓口は、技術検討などに際し情報を関係部署に伝達する場合、必要情報に限定する。情報連絡窓口から情報の提供を受けた関係部署は、その後、提供された情報に基づき自ら入手した情報も含め、さらに他の関係部署へ情報を提供する必要がある場合、提供先、情報内容について精査・限定する。

(情報の伝達規制)

- 4 規程第4条第1項に定める託送供給等業務遂行上の必要により、託送供給等業務に従事しない役職員に伝達せざるを得ない情報とは、別表6の情報をいう。

(名称の符号化)

- 5 規程第6条第2項に定める名称を符号化する等の措置を講じない場合とは、供給設備の工事実施指示に係わるものや、設備等の停止計画、給電指令、系統事故連絡等系統運用に係わるもの等、託送供給等業務の確実な遂行のために必要不可欠な場合をいう。

また、他の電気供給事業者に関連する発電者名、需要者名については、契約申込以降で託送供給等業務を遂行する上で必要な情報を関係部署に伝達する場合に限り、符号化を解除することができる。

(情報伝達の記録)

- 6 託送供給等に関する情報を、関係部署に伝達した際は、相手方、日付、情報の内容等を記録する。ただし、託送供給等を実施する部署間において、アクセス制限機能を有する業務システム等を使用して情報を伝達する場合は、記録を省略することができる。

(電子情報の管理)

- 7 託送供給等に関する検針データ等の電子情報へのアクセスについては、専用端末の設置やパスワード管理等により、託送供給等に関する料金調定および系統運用等の業務担当者に制限する。

(書類の保管)

- 8 託送供給等に関する書類等の保管については、施錠等を行う。

(情報取扱統括責任者および情報取扱責任者の設置)

- 9 託送供給等に関する情報の取扱いに関して、次のとおり情報取扱統括責任者および情報取扱責任者を置く。

情報取扱統括責任者は、担当する部署の情報管理に万全を期するため、情報取扱責任者に対して、規程およびこの要領に定める事項の遵守を指示する。

情報取扱責任者は、部下に対して規程およびこの要領に定める事項の遵守を含め、託送供給等に関する情報の適正な取扱いについて、具体的な内容の指示や必要な措置を行うとともに、情報管理状況等を情報取扱統括責任者に報告する。

a. 情報取扱統括責任者

- ・ 託送供給等の情報を取扱う部署の部長 [本店、支社]
(支社のネットワークサービス部長は事業所の情報管理も統括する。)

b. 情報取扱責任者

- ・ 業務部託送サービスセンター所長およびチームリーダー
(託送サービスセンターの各チームリーダーは、当該チームにおける情報取扱責任者の職務を実施し、所長は託送サービスセンター全体を統括する。)
- ・ 系統運用部中央給電指令所長
- ・ 託送供給等に関する技術検討担当部署の長
- ・ 託送供給等に関する工事担当部署の長
- ・ 託送供給等に関する運用担当部署の長
- ・ その他、情報の提供を受けた関係部署の長

別表 1 広域機関での情報公開に際し提出が必要となる情報

情報項目	広域機関の公表時期
<p>① 系統の空容量、流通設備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上） ・流通設備建設計画（※1） 	<p>都度</p>
<p>② 需給関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社供給区域の需給予想（送電端電力） <ul style="list-style-type: none"> 長期：第3～10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第1～2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 ・当社供給区域の現在の需要電力実績等 <ul style="list-style-type: none"> 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（代表地点の瞬時値） ・当社供給区域の需要実績（1時間値） ・当社供給区域の供給実績（電源種別、1時間値） 	<p>長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日</p> <p>翌日：毎日 17:30以降速やかに</p> <p>当日：都度 （需要実績カーブ：5分周期） （需要予測及び実績グラフ：1時間周期） （周波数現在値：30秒周期）</p> <p>供給区域別の需要実績：四半期毎 供給区域別の供給実績：四半期毎</p>
<p>③ 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社供給区域の再生可能エネルギーの出力抑制が行われた日、時間帯、出力抑制が行われた出力の合計（時間帯ごと）、出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因） 	<p>出力抑制が行われた日の属する月の翌日</p>

別表1 広域機関での情報公開に際し提出が必要となる情報

情報項目	広域機関の公表時期
<p>④ 連系線に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる） 年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯／夜間帯の値 月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯／夜間帯の値 週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・運用容量の決定要因（熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別） ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約) 	<p>長期：毎年3月末日</p> <p>年間：毎年3月15日</p> <p>月間：毎月20日</p> <p>週間：毎週木曜日</p> <p>翌々日：前々日15時</p> <p>当日～翌日：受給日の前日17時</p> <p>但し上記に係わらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。</p> <p>実績：翌日0時</p> <p>交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。</p>
<p>⑤ 地内基幹送電線に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想潮流 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値 	<p>長期：毎年3月末日</p> <p>年間：毎年3月末日</p> <p>当日：当日0時</p> <p>実績：翌日0時</p>
<p>⑥ 連系線及び地内基幹送電線の作業停止計画、実績（※3）</p> <p>(申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻(計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)</p>	<p>長期：毎年3月1日</p> <p>月間：毎月20日</p> <p>計画外：都度</p>

別表 1 広域機関での情報公開に際し提出が必要となる情報

情報項目	広域機関の公表時期
⑦ 連系線及び地内基幹送電線の潮流 (現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績)	(連系線：5分周期) (地内基幹送電線：30分周期)
⑧ 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度
⑨ 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価	都度

※1 最新の供給計画において記載されるものとする。

※2 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」(平成24年6月18日経済産業省令第46号)に準ずる。

※3 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

別表2 送配電部門が公開する情報、窓口、手段、対象者および時期

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
公開	①送配電部門の系統ルール a. 設備形成ルール ・送変電系統計画要領 ・配電設備計画指針 b. 系統アクセスルール ・系統アクセス検討指針 c. 系統運用ルール ・系統運用指針 ・配電系統運用指針 d. 情報公表ルール ・系統利用に係わる情報取扱要領	託送サービスセンター	当社社外向け ホームページ	需要家を含むすべて	都 度
	②流通設備計画 ・流通設備建設計画 (※1)	送変電部			
	③系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上)				
	④需給関連情報 (需給予想) ・当社供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・当社供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	中央給電指令所			翌日：前日 18時頃 当日：当日9 時頃

別表2 送配電部門が公開する情報、窓口、手段、対象者および時期

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
公開	⑤需給関連情報（電力使用状況） ・当社供給区域の需要電力の現在値 ・当社供給区域の当日及び前日（※2）の 需要実績カーブ ・当社供給区域の当日の最大電力実績と 発生時刻	中央給電指令所	当社社外向け ホームページ	需要家を含 むすべて	都 度
	⑥需要関連情報（需要実績） ・当社供給区域の需要実績（1時間値） ・当社供給区域の供給実績（電源種別、1 時間値）				四半期毎
	⑦再生可能エネルギーの出力抑制に関する 情報（※3） ・当社供給区域の再生可能エネルギーの 出力抑制が行われた日、時間帯、給電指 令が行われた出力の合計（時間帯ごと）、 出力抑制の理由（「下げ代不足」等の要因）				出力抑制が 行われた日 の属する月 の翌月

※1 最新の供給計画において記載されるものとする。

※2 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

※3 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（平成24年6月18日経済産業省令第46号）に準ずる。

別表3 送配電部門が提示する情報、窓口、手段、対象者および時期

公表区分	情報項目	窓口	手段	対象者	時期 (更新時期)
提示	①流通設備の故障状況（設備名、発生時刻、原因、復旧状況等）	運用申合書等を締結している場合は記載されている箇所、締結していない場合は最寄りの事業所	店頭、電話等での問合せに応じ個別に示し説明	要請者	都 度
	②系統アクセス情報（特別高圧） ・ 地内系統の送電系統図(送電線、変圧器容量を含む) ・ 地内系統潮流図（予想及び実績） ・ 地内系統の設備停止計画（計画及び実績） ・ 地内系統の設備定数（送電線、変圧器等のインピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・ 地内系統の送変電設備計画 ・ 地内系統の停電実績	系統アクセス検討指針で定める 窓口	店頭での閲覧※ または問合せに応じ個別に示し説明	当社供給区域内に発電設備または需要設備の系統接続を検討している要請者	系統接続を検討している事業者からの閲覧、事前相談要請時
	③系統アクセス情報（高圧） ・ 配電系統図(配電線、変圧器の容量を含む) ・ 希望配電線の潮流（予想及び実績） ・ 希望配電線の設備定数（配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・ 希望配電線の配電設備計画 ・ 希望配電線の停電実績				

※ 発電設備の系統接続を検討している要請者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示(閲覧)

別表4 保護すべき情報

①第三者情報

第三者とは、当社の送配電部門以外の法人、その他の団体および事業を営む個人をいい、公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの

(1) 個々の事業者の事業状況

- ・電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・燃料調達・消費状況
- ・需要動向（分布）、需要実績
- ・売上情報 等競争に影響を与える情報 等

(2) 私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・契約者、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況等

②重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

(1) 重要施設の例

- ・重要官公庁： 裁判所、外国公館、 官公庁舎、刑務所地方自治体会議施設、警察署、消防署
- ・上下水道： 浄水場、給水場、下水処理場、排水場
- ・ガス供給： 製造所、供給所、貯蔵所、整圧所
- ・病院等： 国公立病院、大学付属病院、総合病院、救急指定病院
- ・交通施設： 高速道路、空港、航空標識、灯台、長大トンネル、鉄道運行用変電所
- ・原子力関連施設の所内電源供給地点
- ・情報通信： 主要な電気通信事業者施設
- ・金融機関： 主要な金融機関、金融商品取引所
- ・その他社会的影響が懸念される施設： 電気事業者の給電所・制御所、報道機関、高層ビル、地下街、自衛隊施設

別表5 託送供給等に関する情報

情 報 項 目
<p>①他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）および電源開発の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 ・ 個別電源毎の想定休廃止時期 ・ 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等
<p>②他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分および作業条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等） ・ 発電機出力配分、発電機運転状態 ・ 電源作業条件、制約条件 ・ 託送供給等の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）
<p>③他の電気供給事業者の電気の需要者の需要動向・需要実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家およびその規模の分布等） ・ 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等） ・ 託送供給等の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）
<p>④その他上記項目に類する情報</p>

別表6 託送供給等業務遂行上の必要により伝達せざるを得ない情報

情 報 項 目
<p>①連系工事の検討・実施に際して、用地・資材業務上必要な情報</p>
<p>②託送料金等の授受に際して、経理業務上必要な情報</p>
<p>③事故時の迅速な復旧に対応するために必要な情報</p>
<p>④託送収支の算定、流通対応需要想定等の年度計画策定等に必要な情報</p>
<p>⑤その他、他の電気供給事業者から伝達の承諾を得た情報</p>